

3月定例会付託議案審査

議第57号「三原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定について」

【要旨】消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織、運営等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

問 今後の消費生活相談員の配置については。

答 現在、本市の消費生活センターは、2名の「有資格者」と1名の「有識者」の3名で運営

している。本条例制定により、平成28年度から同



消費生活センター（市役所本庁5階）

センターは、基本的に「消費生活相談員資格試験」に合格した「有資格者」で運用していくことになる。現在の2名の「有資格者」は、新制度においても同様に位置づけられ、また、「有識者」についても、「有資格者」と同等の知識及び技術

を有する者と市長が認めた者」として、配置していくことになる。

なお、「無資格者」の配置については、今後、積極的に容認していくわけではないが、生活相談員の応募が少ない状況もあり、有識者と認められる条件等を慎重に検討していきたい。

議第58号「三原市工場等立地促進条例の一部改正について」

【要旨】市内に工場等を新設し、または増設する事業者に対する奨励措置のうち、雇用奨励金を拡

充し、雇用機会の増大及び中山間地域の産業振興を図るため、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 市内5つの県営工業

団地に立地する企業に雇用されている従業員数及び市内居住の状況は。

答 平成27年12月現在、パート従業員等を含め、従業員数は3240名で、そのうち市内居住者は、2108名であり、市内居住率は約65%である。

問 久井工業団地の市内居住率が約35%となっている原因は。

答 近隣の世羅町や御調町（尾道市）に居住する従業員が多くなっている。事業者からは、「中山間地域での雇用確保は大変難しく、人集めに苦労している。本制度を活用して市内居住者の雇用に取り組んでいきたい」との意向も伺っている。市としても、市内居住者の雇用を後押ししていきたい。

【採決】

このほか3件の条例の一部改正、2件の条例廃止、5件の市道路線の廃止及び認定の10件について、採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

平成28年6月定例会
開催予定

（平成28年3月23日現在）

月	日	曜	開会予定時刻	会 議
6	6	月	10時～	本会議 開会
	9	木		本会議 一般質問
	10	金		本会議 一般質問
	13	月		常任委員会（総務財務委員会）
	14	火		常任委員会（厚生文教委員会）
	15	水		常任委員会（経済建設委員会）
	16	木		補正予算特別委員会
	20	月	14時～	本会議 閉会

市議会の傍聴に
おいでください

三原市議会の本会議とすべての委員会などが傍聴できます。

傍聴をする際、事前の申し込みは必要ありません。当日に、議会棟2階にあります議会事務局において簡単な手続きを行うだけで傍聴ができます。

本会議などの予定は、三原市議会ホームページに掲載しています。

議会の活動や市政の方向を知るためにも、ぜひ傍聴においでください。

